

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の 推進に関する法律案」の閣議決定に当たって

本日、政府は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」を閣議決定した。

病床の機能分化、医師等の確保及び国保の見直し等の改革事項については、地方自治に重要な影響を及ぼすものであり、国は、結論ありき、スケジュールありきで改革を進めることなく、地方と丁寧かつ継続的な議論を行い、地方の合意を得たものについて法案提出等の措置を講ずるべきである。

特に、国保については、構造的な問題が解決され、持続可能な制度が構築されることが、運営等について都道府県が市町村とともに責任を担うこと的前提である。平成27年常会への法案提出が予定されているにもかかわらず、社会保障審議会医療保険部会等における検討スケジュールでは、後期高齢者支援金の全面総報酬割等に関する議論のとりまとめが平成26年12月と予定されるなど、構造的な問題の解決策が曖昧なまま運営等の議論が進み、都道府県になし崩しに財政責任や負担が押し付けられることを懸念せざるを得ない。

については、制度の具体化の検討にあたって、まずは財政基盤の確立など、構造的な問題を抜本的に解決する方策を提示した上で、運営等については、都道府県と市町村が適切に権限と責任を分担し、さらには市町村のインセンティブが働く制度となるよう、地方と真摯に議論することを強く要請する。

平成25年10月15日

全国知事会社会保障常任委員会
委員長 栃木県知事 福田 富一